

新型コロナウイルス感染症

感染防止対策の徹底をお願いします

感染拡大を防ぐために

- 基本的な感染防止対策の徹底
(マスクの着用、手指消毒、三密の回避など)
- 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 少しでも体調が悪く感じたときは、全ての行動(通勤、通学など)をストップ

現在の新型コロナウイルスは、変異株により感染力が強くなっています。
いつでも、誰でも感染しうる状況です。

ワクチンを接種した方も、発症予防効果は高いものの、100%ではありません。
油断せずに、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

感染が広がり不安な日々が続いていますが、事実と異なる情報により、差別や偏見を生み出さないよう、思いやりの心をもって冷静な行動をお願いします。

みなさまの安心、安全のため、ご理解とご協力をお願いします。

行事の中止のお知らせ

7月に開催を予定しておりました下記の行事は、中止が決定されました。なお、8月・9月に予定しておりました行事の開催の可否については、7月19日発行の『広報やおつ7月号』にてお知らせします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

行事名	開催予定日	場所	担当部署
マリンスポーツフェスティバル	7月18日(日)	蘇水公園内 B&G艇庫	教育課
錦津地区夏まつり	7月24日(土)	錦津コミュニティ センター(きらり)	錦津出張所

お問い合わせ先
教育課 ☎43-0390
錦津出張所 ☎43-2234

(総務課)

医療・介護・福祉などに従事する方へ慰労金を支給します (医療従事者等慰労金支給事業)

町では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染の危険と隣り合わせで就業する医療従事者や職員みなさまに慰労金を支給します。

- 支給対象者 令和3年6月1日から9月30日までの期間に1日以上勤務しており、患者や利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事している方のうち、次の①もしくは②に当てはまる方
- ① 八百津町内にある対象事業所に勤務している医療従事者や職員の方
(町内・町外在住問わず)
 - ② 八百津町以外にある対象事業所に勤務している医療従事者や職員で、かつ、当該事業所に勤務している日において、八百津町の住民基本台帳に記録されている方
(町内在住者に限る)
- 対象事業所 医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所など
※令和2年度に岐阜県などが実施した慰労金支給事業の支給対象となった事業所
- 支給額 1人につき3万円(1回限り)
- 必要書類 ・医療従事者等慰労金支給申請書
・本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などのいずれか1点)
・振込口座の通帳などの写し
・事業所就業証明書
※医療従事者等慰労金支給申請書および事業所就業証明書は、町ホームページからダウンロード、もしくは役場2階 総務課、各出張所でもお受け取りいただけます。
- 申請期間 7月1日(木)から10月15日(金)まで
※郵送の場合は、10月15日(金)消印有効
- 申請方法 必要書類を役場総務課へ提出してください。(郵送申請可)
<郵送の場合>
〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2
八百津町役場 総務課 政策調整係 宛
※町内にある対象事業所に勤務している方は、事業所を通じての申請も可能です。
- 支給方法 申請者本人名義の口座に振込します。

お問い合わせ先
総務課
☎43-2111
(内線2212・2394)

(町民課)

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、新たに給付金の支給を実施します。

○支給対象者 次の①、②の両方に当てはまる方

① 令和3年3月31日時点で

18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などの方

※令和4年2月28日までに生まれた新生児なども対象になります。

② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

○支給額 児童1人あたり 一律5万円

○手続方法

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▶給付金は、申請不要で受け取れます。

支給対象となる方には、令和3年6月下旬以降にお知らせを郵送する予定です。

▶給付金の支給を希望しない場合や支給要件に該当しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

II. 上記以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

▶給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請方法については、7月中旬以降、詳細が決まり次第お知らせします。

○申請期間 令和4年2月28日(月)まで

○注意事項

県が実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の給付金を受け取った方は支給の対象となりません。

お問い合わせ先

町民課

☎43-2111

(内線2111)

(地域振興課)

新型コロナウイルス感染症対策費補助金のご案内

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るとともに、事業者の経営支援に資することを目的に、町内事業者に対し、感染症拡大防止対策に要した経費の一部を補助します。

○対象事業者 次の①から③のすべてに当てはまる事業者が対象となります。

①八百津町内に店舗・事業所があること

(飲食、小売、製造、宿泊、福祉・医療、理美容、事務所、学習塾、各種教室など)

②次に掲げる感染症拡大防止対策のいずれかを実施した事業者であること

(1) 容器、割り箸、おしぼりその他の飲食物の持ち帰りに要する物品の購入

(2) のぼり、チラシ、ホームページなどによる飲食物の持ち帰りに関する広告の作成

(3) 事業所における離隔確保のためのつい立、床サインなどの設置

(4) 換気設備(厨房用のものを除く)の新設または増設

(エアコン、扇風機、オゾン発生器は対象外です)

(5) 消毒液、ビニール手袋、体温計、マスク、その他の衛生用品の購入

※昨年度の補助事業で空気清浄機をご購入された事業所は、今年度に再度、空気清浄機をご購入されると対象外となる場合があります。(例:昨年度購入した空気清浄機が、すでに適用床面積を満たしている場合など) 事前にご確認ください。

(6) その他町長が認めるもの

③八百津町税などの滞納がないこと(納税猶予の措置がなされている場合を除く)

○対象期間 令和3年4月1日から令和3年12月31日までに支払いが完了したもの
(リース・レンタルを除く)

○補助金額 補助対象事業に要した経費(消費税および地方消費税の額を含む千円以上の経費)の額(1事業所あたり5万円を上限とします)
※ローン契約は、対象外となる場合がありますので、事前にご相談ください。
※他の補助制度により補助を受けたものを除きます。

○必要書類 ・八百津町新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付申請書兼請求書
・感染症拡大防止対策のための物品もしくは設備の品名(規格)および購入日もしくは施工日が記載された領収書の写しまたは支払証拠書類
・取付状況写真、作成チラシの写しなど
・その他町長が必要と認める書類
※交付申請書兼請求書は、町ホームページからダウンロード、もしくは
役場2階 地域振興課、各出張所、商工会でもお受け取りいただけます。

○申請期間 令和3年7月1日(木)から令和4年2月28日(月)まで

○申請方法 必要書類を役場 地域振興課 商工振興係または各出張所へ提出してください。

○その他 新型コロナウイルス感染防止ステッカーの申請がお済みでない方は、ぜひあわせてお申し込みください。

お問い合わせ先
地域振興課 商工振興係
☎43-2111(内線2255)

(農林課)

農地が取得しやすくなりました

農地を売買、賃借、贈与する際には農業委員会の許可が必要です。この許可を受けるために「許可後の耕作面積が50アール以上になること」という下限面積のルールがあります。

この下限面積を、国の基準に従い各農業委員会で独自に設定し直したものを、別段の面積と言います。

八百津町農業委員会では、平成28年度第7回総会において、「八百津町全域:20アール」、「八百津町の空き家バンクに付随する農地(筆指定):1アール」という別段の面積を定めました。

この度、令和3年度第1回総会において、これらの別段の面積のほかに、新たに下記の要件が追加されましたのでお知らせします。

【新しく追加された要件】

八百津町内に居住する住民が耕作をするための農地(農用地以外の農地に限る):3アール
(令和3年6月1日からの適用)

この要件を設定したことで、農用地の農業経営の効率性・安定性を守りつつ、農用地以外の農地は家庭菜園などの小規模な農地でも取得しやすくなりました。

※取得したい(所有されている)農地が農用地かどうか確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
農林課 農業振興係
☎43-2111
(内線2332)

(岐阜労働局)

職業訓練で新しいスキルを身につけませんか

～再就職や転職をめざす方を支援する制度です～

岐阜労働局では、就職や転職につながる職業訓練をご案内しています。託児付きや短時間の訓練コースもご用意しています。条件を満たす方には、生活支援の給付金が支給されます。訓練コースは、岐阜労働局ホームページでもご案内しています。

岐阜労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/banner_link/0116kunnrenn.html

お問い合わせ先
ハローワーク美濃加茂 ☎25-2178
岐阜労働局訓練室 ☎058-245-1266

感染拡大防止のための留意点

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
イベントや会食の際には以下の点に留意してください。



体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。



密閉・密集・密接が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。



イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。



街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の宗教的・文化的特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。



必要に応じて、家族で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。



新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室